

## 第9回 独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

1. 日時：平成15年6月2日(月) 13:30～17:00

2. 場所：三田共用会議室第四特別会議室

3. 出席者：井上眞理委員、小林信一委員、鈴木三義委員、手島忠委員、徳江陞委員、夏目智子委員、間和彦委員、松本聰委員、安部新一臨時委員、清野英二臨時委員、忠聡臨時委員、渡辺紹裕臨時委員、石田裕美専門委員、泉本小夜子専門委員、岡智専門委員、菊池一郎専門委員、高橋英三専門委員、高橋芳幸専門委員、武田恭明専門委員、田嶋一専門委員、長尾美奈子専門委員、馬場治専門委員、深見元弘専門委員、福田晋専門委員、佛田利弘専門委員、松井徹専門委員

### 4. 議事

- (1)(独) 農林水産消費技術センター等の評価基準の変更について
- (2)(独) 農林水産消費技術センター等の平成14年度業務実績報告について
- (3)(独) 農林水産消費技術センター等の中期目標等の変更について
- (4)(独) 農畜産業振興機構等の業務内容及び中期目標(案)について
- (5) その他

### 5. 議事概要

(1)(独) 農林水産消費技術センター等の評価基準の変更関係  
プロジェクトチーム(PT)における評価基準の検討結果について、各PTの代表者より説明を行った。

(2)(独) 農林水産消費技術センター等の平成14年度業務実績報告関係  
平成14年度の業務実績の概要について、各独立行政法人の理事長・担当理事より報告を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

#### 【消費技術センター】

- ・「第3 財務内容の改善」の1において、「運営費交付金の節約に努め立入検査等の経費に充当した」とあるが、節約できなければ立入検査件数は減ったのか。

#### 【家畜改良センター】

- ・「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」の1の(2)において、「家畜個体識別事業の推進」とあるが、コンピュータを駆使した情報処理等のさらなる迅速化が可能ではないか。

- ・「第3 財務内容の改善」において、「本年度に生じた剰余金を目的積立金として申請予定」とあるが、財務省との折衝で金額に変更が生じる可能性はあるか。

【肥飼料検査所】

- ・「第1 業務内容の効率化」の1の(1)において、「登録等の調査に要する労働時間が増加した」とあるが、それは調査件数の増加なのか、調査に要する時間自体増加なのか。

【農薬検査所】

- ・農薬に係る情報を個々の農家や農業団体まで迅速に提供できるよう工夫願いたい。

これに対し、各独立行政法人の所管課長から以下の説明を行った。

【消費技術センター】

- ・立入検査は農林水産大臣の指示に基づく業務であり、最優先で実施している。他の業務については、出張を合わせて行うことなどにより経費を節約した。

【家畜改良センター】

- ・昨年度の申請の際、財務省から指摘を受けた事項を考慮し、本年度は申請を予定している。
- ・牛の個体情報は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が施行されることにより、さらに精度が上がると考えている。そのための予算措置も検討中である。

【肥飼料検査所】

- ・効率化により調査に要する時間自体は若干減少したが、調査件数が増加したため、総労働時間は増加した。それに対しては残業等で対応した。

【農薬検査所】

- ・農薬取締法改正により使用者に罰則が適用されることになったため、登録情報等の提供は非常に重要と考えている。現在のところ、ホームページで法改正の概要や農薬の適用作物情報等を提供しているが、さらに農薬の安全性に関する情報等も提供していく予定。そのため、今回、農薬検査所の中期目標等にも情報提供に係る業務を追加し対応していく。

(3)(独)農林水産消費技術センター等の中期目標等の変更関係

中期目標等の変更について、各独立行政法人の所管課長より説明を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・地方農政事務所の表示監視業務が強化される一方で、消費技術センターにおいて、分析関連業務が強化されるとの役割分担がなされると考えてよいか。とすれば消費技術センターが分析するサンプリング数は増加するか。

これに対し、所管課長より以下の説明を行った。

- ・地方農政事務所と消費技術センターとの役割分担については、そのとおり。地方農政事務所の表示監視業務が強化されることに伴い、基本的にセンターが分析するサンプリング数は増加すると考えている。

#### (4)(独)農畜産業振興機構等の業務内容及び中期目標(案)関係

農業分科会に新たに属する新規独立行政法人の業務内容及び中期目標(案)について、各独立行政法人の所管課長より説明を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

##### 【農畜産業振興機構】

- ・中期計画「第2 業務運営の効率化に関する事項」の2において、「第三者機関による業務点検・評価を行い…」とあるが、監査役員による内部監査との区分けはどうか。コーポレートガバナンスを向上させる上でも、役割分担を明確にすべき。内部監査、第三者機関の評価等二重、三重のチェック体制を設けるのは、意欲的な内容であり、方向として正しいと思う。今はきっちりとやるべき。
- ・概要一枚紙において、移行前(平成14年度)の支出予算額は約5,000億円であるが、移行後(平成15年度)は約3,700億円と大きく減少している。これは業務を廃止したからか。
- ・中期計画「第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の1の(3)の において、「学校給食用牛乳の衛生管理強化について、HACCP承認工場の割合を50%に引き上げる」とあるが、目標として甘いのではないか。そもそも現在の割合はどのくらいか。
- ・中期計画「第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の1の(3)の において、「1日当たり生乳処理量2トン以上の乳業工場数を対前年度比で平均2%以上減少させる」とあるが、このようなことを行う権限が法人にあるのか。ないのであれば、法人を評価する指標としてはふさわしくないとと思われるが。
- ・中期計画「第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の1の(3)の において、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための施設についてはその整備個数を前年度比5%以上増加させる」としているが、さらなる増加を望む。

##### 【農業者年金基金】

- ・農業者年金基金の中期目標「第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の2において、「年金資金の安全かつ効率的な運用のため、年金資産の構成割合の妥当性の検証を年1回以上行う」とあるが、中期計画でどのように具体化していくのか。

##### 【農林漁業信用基金】

- ・農協と取引がなく、銀行から資金を借りる農業生産法人にとっては、基金協会の債務保証を受けにくいというのが実情である。また、加工・流通面の融資についての保証も受けられない。これらについての対策を望む。

##### 【水資源機構】

- ・水資源機構の概要一枚紙において、業務内容として、施設の新築等に「(水の供給量を増大させないものに限る)」と但し書きを設ける理由いかん。

これに対し、各独立行政法人の所管課長より以下の説明を行った。

**【農畜産業振興機構】**

- ・第三者機関による外部評価、特に消費者・納税者という外部の視点を導入することにより、業務を改善していく。また、監査役員による内部監査と併せて、重層的な監査体制を確立していくことが必要かつ有用であると考えている。
- ・特殊法人等整理合理化計画に基づく野菜保管施設、乳業者等に対する債務保証の廃止等について、業務の合理化・見直しを図った。なお、平成14年度から15年度に予算額が大きく変動しているのは、BSEの緊急時の対応によるものである。
- ・現在のHACCP導入割合は44.1%である。上昇率については、中小乳業の再編の関係等があり、今中期目標期間中は50%としている。
- ・「対前年度比で平均2%以上減少させる」という目標自体は国の政策目標であり、法人はその執行機関としての役割を有する。評価の仕方は十分検討して参りたい。
- ・家畜排せつ物処理施設の整備戸数の増加推進に向けて全中と施設整備の総点検を実施中であり、さらに検討して参りたい。

**【農業者年金基金】**

- ・中期目標・中期計画は、現時点での案としてお示ししているところであり、現在検討中のものであることから、中期計画における年金資産の運用に関する記述を含め、中期計画の詳細については、次の機会にお示ししていきたい。

**【農林漁業信用基金】**

- ・農業信用保証保険制度は、農業者の必要とする農業資金が円滑に融通されるようにすることが目的であり、銀行等農協系統以外の金融機関からの融資についてもきちんと対応するよう強く指導しているし、今後も指導する。また、農業生産と関連する流通・加工については、近代化資金の対象となっており、したがって保証の対象にもなっている。

**【水資源機構】**

- ・特殊法人等整理合理化計画に基づき、新規の水源地開発事業は、継続中のものを除いて行わないこととしている。なお、需要の増加が発生する場合は、既存施設の改築又は合理的運用により対応することとなる。